

## 女であること／母であることをめぐって

——自己定義へのフェミニニズムの知的格闘——

三品(金井)淑子

### 1. 比較思想学会でいま

「東西における男女論」とは？

比較思想学会が「東西における男女論」というテーマでシンポジウムをすることの背景には、近代の問題状況、それも家族や子どもの周辺にいま現在生起している困難な問題状況と無関係に思想研究をすすめることはできないとの認識があると思われる。あらかじめこの家族の危機論への私見を述べておくならば、現在の起こっている家族の危機においては、制度化された母性／父性を含む現存の性別秩序が根底的に問い返されていると見るべきものであって、その処方箋を現存の性別分業観を前提にしたところからの「父性の復権」や「主婦の復権」論で立ててしまうことはかえって問題の深さを認識しそこねる結果になるということである。

増加しているとはいえ離婚率もシングル・マザーの存在もアメリカ社会の実態とはまだかなり距離があり、日本社会の家族の危機は深刻に受け止めるほどのことはないとの見方がある。しかしいま一方に、AC(アダルト・チルドレン)問題の浮上とともに「二親揃った家庭の(いい子)のAC」ともいわれる「日本型AC」問題を通して「普通の家族」の奥深い病理とその機能不全化が映しだされつつある。他方に、これもまたACの問題と通底しているはずなのだが、「オウム」の事件や、戦後日本社会における連合赤軍事件からイエスの方舟事件、さらに現在の異様な宗教ブームや自己開発セミナーの流行といった現実がある。それを日本の「戦後家族」の矛盾が極まった形で表出しているとみるならば、つまり「都市サラリーマンと専業主婦による核家族」の性別分業システムを前提とした近代家族モデルの根底的なゆらぎとみ

るならば、その処方箋はまったく違ったものとなるであろうか  
ら<sup>(1)</sup>。

そうした背景のもとでの男女論の議論において私に課されてい  
るのは、フェミニズム・女性学の立場から、父性の復権論に、あ  
るいは家庭基盤充実政策にどのように向き合うか、フェミニズム  
はこの状況にどのように答えるかということであろう。しかしこ  
れもあらかじめ断っておかねばならないのは、この問題に対する  
私の立場と主流のフェミニズムとは同一ではないということであ  
る。フェミニズム・女性学といっても、現在その内部の立場はじ  
つに多様化しており、むしろ主流のフェミニズムの動きは、母性  
や家族あるいは新しい親密圏を課題として立てること自体に、  
フェミニズムの「保守化」を危惧して警戒視する傾向が根強い。  
私自身はそうした中であって「制度化された母性」から「母の領  
域」へ、「課題としての家族」あるいは「女性の身体性と差異」  
へのテーマの関心から、フェミニズムとポストモダン論との対話  
の必要性を説いてきた立場にある<sup>(2)</sup>。

ともあれ今日フェミニズムには「フェミニズムズ」と複数語尾  
で語られるほど、多様な潮流が存在する。それらのいずれの立場  
に立つかで、「男女論」というテーマへの対し方はとうぜん違っ  
てくる。

## 2. フェミニズムズ

—— 知の諸領域への持続する衝撃力

フェミニズムズと複数形で語られるフェミニズムの多様な潮流  
の知的格闘を詳述する紙幅はないが、フェミニズムについての外  
からの評価・イメージがひどく一面的・ステレオタイプで、女性  
の地位向上・権利獲得がフェミニズムの主張という側面しか受  
け止められていないようなので（現実にはそれもまだ課題ではあ  
るが）、その誤解を解く意味で以下ごく概括的ながらフェミニズ  
ムの現在の水準に触れておきたい。フェミニズムは大きくは第一  
波と第二波に分けられる。第一波において、ブルジョア自由主義  
思想に依拠して「女性の近代的人権へのアクセス」要求を掲げた  
自由主義フェミニズムと、資本主義近代社会の全否定すなわち革  
命による未来社会に女性解放の課題を託する社会主義婦人解放論  
との二つの立場を登場させたフェミニズムは、一九六〇年代以降  
にその大きな転換を迎え「第二波」を登場させる。エコロジ  
ー、マルクス主義、精神分析、ポストモダン思想、文学批評など、他  
のさまざまな思想潮流・理論と知的交錯し、内部の激しい論争対  
立ともども多様なフェミニズムの登場をみるに至っている。

もとより内部の多様化も理論対立も、ひとえに近代社会におけ  
る女性抑圧の背景・原因解明にむけたフェミニズムの理論挑戦に  
よるものである。とくに第二波フェミニズムが生んだウイメン

ズ・スタディーズは「ジェンダー」概念の獲得によって、「女性であること」「女性とは誰か」のテーマに、すなわち女性の再定義にむけたフェミニズムの果敢な理論実践の展開を導いた。またそのインパクトからホモセクシュアル・スタディーズやクイア・スタディーズさらにジェンダー・スタディーズを生み出してもいる。しかしそれらはまた、ジェンダー概念の獲得によって「性的差異の無化」を第一義的課題として立てたフェミニズムに再び「差異」のテーマを引き込み、人間の性現象の認識にフェミニズムが切り拓いた地平を播きふつてもいる。いずれにせよ、フェミニズムの今日ある多様な姿はそのような意味で必然的な理論分岐・多様化でもあった。この多様なフェミニズムの潮流の全体的像を捉えようとの意図から『フェミニズム』（江原由美子・金井淑子共編、一九九七年、新曜社刊）の編集刊行に携わってみて改めてつよく印象づけられたことは、今日までのフェミニズムの知的格闘は、「二〇世紀最大の知の革命」といっても過言ではなく、さらにフェミニズムの「衝撃力」は二一世紀にも「持続する衝撃力」として、二一世紀のポストモダンの知的状況、学問、思想の領域に決定的なパラダイム・チェンジをもたらすであろうことであつた。

本小論では「母性」のテーマをめぐってフェミニズムがどのような知的・理論的格闘をしてきたか、いま現在どのような問題意識を立てているかを明らかにすることを課題として立てた。フェ

ミニズムに対する外側からの一面的な評価への誤解を解き、このいま我々の前にある家族や子どもをめぐる「差し迫った問題状況」へのフェミニズムと他の諸思想との意味ある対話への道を拓きたいとの切なる希望を込めてのことである。

ちなみにフェミニズムにおいてポストモダン・フェミニズムに位置していると思われる私の問題関心は、ポストモダン・フェミニズムという思想潮流がフェミニズムの他の潮流からはっきりと区別される形で理論領域を作り得ているかという意味ではまだ疑問としつつも、少なくともフェミニズムとポストモダン論との対話（知的共闘）を通して現代フェミニズムが直面するアポリアの出口を見出だしているのではないかというところである。両者の対話（知的共闘）を通して見えつつある近代知の根本にある知の構図（批判）からフェミニスト・エピステモロジーを構築する問題意識への関心からである。この「近代知の二項対置パラダイム批判」の問題意識においては、ここでのテーマである男性／女性、文化／自然、精神／身体という対置が、さらにまた思想史における「東と西」という二項対置もまた批判的組上におけるであろうからである。問われているのは、二項対置関係に内在する優位・劣位の支配の力関係である。男性／女性の二項対置では、生物学的性差の雌雄性の二項対置関係が社会的・文化的性的ジェンダー関係（男／女へのジェンダー化）を通して両者の間に優位項・劣位項の力関係が構造化されるこの関係の読み解きである。<sup>3)</sup>

「差異」の認識と「他者化」の問題、「他者表象」にかかわる重要な課題が、フェミニズムとポストモダンリズムとの知的共闘の場面では問題になっている。とくにフェミニズムからは、男/女の性的差異の認識に、本質主義VS構築主義という認識枠組みを提起したことを看過することはできない。さらに近年の「ジェンダー理論」においては、セックス・ジェンダー・セクシュアリティをめぐる性的主体化をめぐる精緻な議論が展開されている。

### 3. フェミニズムにおける平等論と特性論

ところでフェミニズムにおいては、戦前の「女権vs母権」の対立にあるように平等論と特性論の対立が幾度となく論争の形をとって現れる。しかしジェンダー概念を獲得した第二波フェミニズムにおいては、そうした対立も近代の平等思想にはじつは最初から特性論が内在されていることによるものであって、両者は対立構図をとりつつも実際にはポジとネガの関係にあることが明らかにされた。「女も男も違いはない」、「女も人間」なのだからと、男性と同じ権利と処遇をを要求する主張が強くなりすぎるとその反動として必ず「母性の称揚」による女権・人権の封じ込めの声が強まり、「違っても同じ」の特性論、性的差異を前提にした平等の主張に傾斜する。第一波フェミニズムまでは、平等論と特性論はシーソーゲームのようなポジとネガの関係にあり、母性主義・性別役割観を温存させた平等論であったということだ(モ

ラル・アボリア「ナカニシヤ出版所収、拙論。この特性論を内在させた平等論に対して、第二波フェミニズムは、男女の間にかなる意味においても「本質的な差異」を持ち込むことを認めず、社会的・文化的に構築された性的差異としてのジェンダーを限りなく「無化」しうるものとした。「ジェンダー無化戦略」ともいうべきこの平等論は、第一波における「人間として同じ」とする原則を単純に再確認したものではなく、つまり特性論批判による平等論への回帰ではなく、そこでは「人間として同じ」の平等観も再審されている。

「人間として」という場合のこの「人間」は結局のところ「人間イコール男性」を隠れたモデルとした人間像への女性の統合化でしかなく、男性中心社会の価値秩序のもとに女性の同一化を強いる「女性の男性並み化平等」「差異の消去」ではない。近代的平等観のこのアボリアが看破されたところでまさに第二波フェミニズムの平等論のパラダイム・チェンジが起きている。さらにそれを決定的にしたのが、ジェンダー概念であった。

またこの平等論のパラダイム・チェンジが運動の場面では七〇年代先進国に同時的に波及したウーマン・リブ運動から顕在化された。その運動から発するフェミニズムの第二波、ラディカル・フェミニズムが、「母」に還元できない「女・わたし」を救い出すために掲げたのが、「妻・母である前に、女としての私自身の生」のスローガンであった。ここにおいて「主婦のもわもわした

悩み「主婦論」を起爆力としたウーマン・リブ運動の火つけ役となったベティ・フリーダンの女性論「女性の神話」(邦訳「新しい女性の創造」)が決定的な役割を果たしたことは言うまでもない。

だがこのベティ・フリーダンの女性論の登場に先立っては私たちの前には、ポーボワールの「第二の性」がある。「女は女に生まれぬ。女に造られる」というあの有名なフレーズこそ、性および性差について今日のフェミニズム・女性学においてセックスとジェンダーの区別をもって決定的な認識のパラダイム・チェンジを作ったものである。女らしさや母性を女性に本質的なものとしてきたこれまでの女性観に対して、それが文化的・社会的に作られたものだということ、社会的・文化的構築であるということ、その差異が所与のものとして動かしがたいとされるのではなく可変的であるということの意味することを明らかにしたのだ。性差の生物学的規定論の本質主義的還元から性差の社会的文化的構築論への決定的な転換となったものであり、女性を生物学的所与の性としての雌の運命から解放する契機となったものである。ここに性・性差・性役割の議論に「本質主義vs構築主義」の土壌が敷かれたといえる。

ところでポーボワールの女性論においてもうひとつ留意されるべきは、その「他者性論」にある。女性を他者化するこの世界の他者性神話と男性優位/女性劣位を「超越」と「内在」のカテゴリーで読みとき、この世界の女性という主体の位置をめぐる深い

哲学的な考察・分析をなしたことにある。『第二の性』が、まさに戦後の女性論のバイブル的作品とされるゆえんである。ここからポーボワールの女性論は、女性の真の解放を女性を母性という内在にすぎ止める生物学的性の運命からの解放に見ているという点で、フェミニズムの母性否定論の典型とされることにもなる(ポーボワールの女性論のこうした読みもまた二面的といわねばならないのだが)。

ポーボワールの女性論以後のフランスのフェミニズムにおいては、それゆえ、母性のテーマは一貫した知的格闘課題であり続けるが、なかでもエリザベス・バダンテールの『母性という神話』(筑摩書房、原著は『プラス・ラブ』)は、母親の歴史的変遷を追っていくことによって、母性愛が本能ではなく、他の愛や憎しみ同様付け加わった愛であることを明らかにしたものである。母性本能説を否定する代表的な作品として、以下で触れるフィリップ・アリエスの「近代家族」の概念とともに、家族や近代的母性の議論を歴史の内側に設定し直した重要な作品として必ず言及される研究である。もとよりフェミニズムのもっともラディカルな母性否定の主張は、女性の子宮からの全面的な解放を試験官ベビーの未来に託したファイヤー・ストーンであろうが、ところが体外受精や代理母技術に見られる生殖技術はそれを現実にも可能なものとしてつつある。そうした現実の中でフェミニズムの母性の議論は「母殺し・母性の否定」のフェミニズムの行き着いた地点を自問

するところにあるというべきではあろう。

#### 4. 母性の脱自然化・脱性化カテゴリー 化実践から、母性再考・差異論へ

フェミニズム・女性学は、母性／父性の脱性化カテゴリーとして「産・育」「親性」「育児性」あるいは「次世代育成力」といった言葉を導入し、生物学的本質論に還元しないで「育むこと」の意味づけを図ろうとしてきた。「産・育」とは、子どもを「産」み、「育」てること、すなわち次の世代を再生産していくことを総称した概念であるが、この「産」と「育」の間のナカグロは、母性あるいは親の役割とすべき内容を自然のレベルでの役割と社会的レベルで制度化された役割とを分割することによって、これまで「産む性」女性「母性」の図式において「母性」にあまりにも過剰に張り付けられてきた性役割をミニマムにするためのものである。少なくともこのように立てれば、「産・育」への男女のかかわりは、次のような三つの側面で捉えられることになる。第一が人間としての共通する側面としての「親役割」であり、この「親性」ともいえるべき内容に親行動・親意識が含まれる。第二が女にのみ固有な側面としての「母親役割」であり、これを「母性」とすればこの中に母性行動・母性意識が入る。さらに第三の男にのみ固有な側面としての「父親行動」、これを「父性」とすればこの中に父親行動・父性意識が関係してくる。このような整

理に立てば「母性」は、具体的には、妊娠・出産・母乳保育に関する部分以外には存在せず、反対に「父性」は、そうした女性に固有な生理的な妊娠・出産・哺乳の機能の欠如であることになる。性差の過剰な強調を避け、人間としての基本的共通項を探るとともに、産育における最小限の性差を認め導入することや、「母性」概念をきわめて限定的に使用することによって「母性」を正當に位置づけるための理論的模索を、母性／父性のオルタナティブな概念の中で追究してきたといえよう。そうした「母性」概念の脱構築の取り組みは、フェミニズムにおける性・性差・性役割あるいは性差別の認識に大転換を持ち込んだジェンダー概念において決定的となる。既述のとおり生物学的・解剖学的性差を意味するセックスに対するジェンダー概念は、人間の性的・社会的・文化的に構築された次元を明らかにし、生物学的・本質主義的決定論の拘束から女性を自由にする道を開いたからだ。母性概念の脱自然化・脱性化実践はひとえにこの文脈に位置づけられる。社会的に構築されたものは、人間によって変えうる。ジェンダー的差異は、極小化・無化しうるし、すべきである。性差極小化・無化、母性の否定、「母」からの解放が、フェミニズムの解放戦略の第一義的課題となったゆえんである。しかし一方でフェミニズムのジェンダー無化戦略と同調する近代的母性イデオロギー解体には一つのアポリアが残る。母性や性的差異へのまなざしを切り捨てたフェミニズムの解放要求には必然的に「女性の男性並み化平

等」「強者の平等要求」の陥穽があるのではないかという疑問で  
ある。

さらに言えば「女とは誰か」「女性であること」の再定義にむ  
けた自己定義権確立を目指すフェミニズムの問いは、女性にとつ  
ての母であることの固有な経験の意味を問うことを当然含んでい  
るのではないか、という疑問でもある。そうした私の問題意識と  
呼応するのがフランスのフェミニスト・グループである。彼女た  
ちは言う。

「女たちは、とくにフェミニストたちは、母性が隷属であり、宿  
命となっていることを告発した。……といつて、私たちが母性  
によって定義されることを拒否したとしても、それは母性ぬきで定  
義してほしいということになるのだろうか。……女の社会的平等  
獲得の闘いは、あまりにしばしば、性的差異を否定することだ  
ということになってしまった。……けれども『差異を否定すべきだ  
』と思いつている女たち』とは、むしろ男性形においてしか、意  
味の生産主体としての自分を考えることができない女たちではな  
いだろうか」（『フェミニズムから見た母性』A・M・D・ヴィレーヌ他、  
勁草書房）。「男性形ではない形での意味の生成主体としての女で  
ある・（わたしたち）」という主体形成に向けて、母性、賢美と母性抑圧  
の対立を抜け出す母性論を求めた母性再考である。自然的差異  
のもとに押しつけられてきた役割から脱し、子どもたちを養育す  
る仕事をいまままでとは違ったやり方で分担することや、母性を分

担することの可能性、また母親としての態度、性的差異の思想を  
作り出すといった問題意識から、母性の選択に関するフェミニス  
トたちの要求が母性を抑圧の試金石としてしまうのではなく、母  
性からこの社会的文化的現実を解体し、歴史を変革する手段とな  
るにあざわしいみごとな価値の転換の選択を引き出せるのではな  
いか、というポスト近代への新たな原理・価値の志向の中で母  
性再考・再論なのである。

もとよりフランスには啓蒙期の百科全書派以来の人間主義的知  
的伝統がある。それゆえに彼女たちの母性再考の取り組みは「人  
間とはなにか」「女とはなにか」「母性とはなにか」の大きな課題  
のもとに、現代のフランスを中心とするフェミニストを総動員す  
る形をとっている。そこにはまた、アナール派を中心とする新し  
い歴史学の中で家族史研究が蓄積してきた膨大な知見が、そこ  
からの母性や家族のまったく新たな定義がある。そこには、近代  
国家形成と「家族の発見」、「母性と子どもの発見」を通して「家  
性の制度化」が図られたとするフィリップ・アリエスがいるし、  
さらに「性の系譜学」を開拓したM・フーコー以来のセクシュア  
リティ研究の蓄積もある。

他方で、近代国民国家と母性の関係に注目した歴史研究（とく  
にドイツのフェミニストを中心とした）からは帝国の母、ファシ  
ズム戦時体制下の母性の問題をクローズアップさせた。母性をも  
とも近代国民国家形成期のナショナリズムとともに誕生してお

り、戦争という国家的危機にあつてそれが積極的に利用されたということ、とくに急進的ナショナリズムを柱とするファシズムは、反資本主義的共同体や血の原理を標榜するだけにその色合いが強まることを、それに荷担したフェミニズムの負の歴史への自省を含めて明らかにしてきた。つまりそうした母性やセクシュアリティの議論を徹底して歴史の内側に拓くことによつて、「産む母・教育する母・愛する母」に記号化された母のイメージが帝国の母、国家的母性としてファシズムや天皇制を上から下から支えた「加害の母性」「体制翼賛の母性」でもあつたこと、少なくともフェミニズムの女性史研究の認識は、抑圧・支配された母性というだけでなく、近代的母性の歴史の負の側面にも及んでいることが明らかにされているのである。しかもそれが単に過去のこととしてではなく、現在でも母性の美德とされる「無私の他己愛」がつねに「愛という名の支配」に転化するものであること、今日の日本社会の母子関係のさまざまな歪みと問題は母性のまさにそのような側面が際だつた形で表出したものであることの認識にも至っている。

ところで母性「再考」のもう一つの動きは、生殖テクノロジの場面で、代理母や養子縁組など家族をめぐる新しい環境のなかで、母性の中身を血縁ではなく養育と愛情を根拠とする人間関係におきかえる問題意識からも起こっている。とくに代理母問題の「ベビーM事件」で世界的な関心呼び起こしかつフェミニズム

内をも二分する議論を巻き起こしたアメリカのフェミニストの間からは、バーバラ・カツツ・ロスマンの『母性をつくりなおす』（勁草書房）がその代表的な一書として挙げられるが、ロスマンがここで主張するのは、母性の権利の要求を承認することを軸とする母性に関するフェミニスト政策の構築を提唱するものである。現在アメリカではこのロスマンだけでなく、家族政策の単位を男女軸から母子軸に転換すべきことを強く主張する法学者マーサ・ファインマンによる「母性保護」論もある。彼女たちの発言は、離婚率の異常の高さと未婚の母・单身世帯の急増が無視しえない現実となつてしまつたアメリカ社会の事情を背景として、とくに次世代育成においてぬきざしならない現実の諸問題を抱え込んだ切迫感の中での現実的政策提言からの母性保護論であつて、母性本質主義からの主張と同種のものではない。

##### 5. 「制度化された母」から「母の領域」へ

もとより日本のフェミニズムにも、欧米の歴史研究やフェミニズムのそうした動向を積極的に取り入れる一方で、独自の理論的開拓が、女性史研究のグループの問題意識などからはなされつつある。戦争と女性、天皇制と母性の関係に庶民の女性たちの下からの戦争への翼賛という「加害の母性」の視点を拓いた「統後史研究」、戦時下のフェミニストやエリート女性たちの「戦争負担」を跡づけた女性史研究を通して、改めて日本の社会の「母」とい

う記号の威力が浮かび上がる。明治近代化から戦後近代化を通してナショナルリズムや産業化に組み込まれた「制度としての母性」は欧米近代に貫通するものであるが日本の場合には、独自の自然観を背景とする「自然としての母性」がそれを強化・補完するものとして日本の母性観を特徴づけていることが浮かび上がる。すなわちここでの自然は人間と対立する西欧的自然ではなく、自己と他者、自然と人間とを対立的に捉える西欧知にたいする批判を含むものとしてあり、日本古来のあるいは仏教思想に内在する、人為を排してあるがまま、自ずからなるにまかせるといふ「自然」である。「天皇制国家もまた、家長制国家として人為的に形成されながら、『自然』性と『母性』性によって国民にアピールし、……日本ファシズムの理念的柱になった」とは、加納実紀代の「戦後史研究」の明らかにするところである。

ヨーロッパのように「父なる神」をもたない日本社会では、男Ⅱ文化、女Ⅱ自然といった二項対立は弱く、しかも「自然としての母性」が「制度としての母性」を強化する独特の母性主義社会の伝統がある。日本社会における母性の抑圧の見えづらさがそこにはある。しかも戦後近代において初めて「近代家族」を手にする日本社会の女性たちにとっては、女性が「イエ」制度の重圧から解かれて、核家族の私的マイホーム空間での「専業主婦・母」に自らの場所を作ることがそのまま解放と重ね合わされてきた一面も否定できない。したがって日本の新しい女性運動の登場は、

「自然としての母性」によって強化され「国家的母性」まで「制度化された母性」が、戦後の近代によって実現した「近代家族」の母性主義にほとんど無媒介的に継承されていること、女性たちが自身がその「良妻賢母」的価値観を内面化し自己呪縛に陥っていることに気づいたところから始まっている。それ故に日本のフェミニズムにとって母性とはまずもってそこから自立すべき課題として「母性否定」「母から自立」が第一義的なテーマとならなければならなかった。つまり「反母性主義」の色合いが強くならざるをえなかった理由はここにある。

第二波フェミニズムを特徴づけた「反母性主義」が日本のフェミニズムの場面ではより強く「母からの逃走」「母性否定」として表現されたのは、上記のような日本社会の「母」という記号の威力によるものであることが了解されよう。それ故にまた、日本の母性への問いは、前記したような欧米での母性再考と重なる状況を含みつつも、日本社会におけるこの「母」の現実へ/からの母性への問いを必要としているといわねばならない。「制度としての母性」から(母)の領域に「歩踏み込んだ主体分析の理論実践として立てるといふ意味においてである。

ここからは、女性という自己・主体が「母」として産出されるミクロ・マクロの心的・政治的・文化的諸力線を認識することによって、現在の自分が存在している位置を相対化していくような主体として呼び覚ますフェミニスト・アイデンティティ・ポリ

ティックス（細谷実）という課題にも導かれるであろう。そのような課題においては、すなわち歴史的・文化的審級から女性主体分析と抑圧の内的審級へ踏み込むフェミニズムにとっては、精神分析とフェミニズムの接点を模索する問いこそが重要になってくるのではないか。フロイト、ラカンを批判的に踏襲することによって「女らしさがつくられたものである」という認識にもかかわらず、女らしくあれという規範が根深いものであるという認識。そしておんならしさが完成されないことによって家父長制への抵抗の可能性が拓けるという認識（加野綾子『フェミニズム』江原・金井編所収）をたてうるのではないか。すなわち、西欧のファロセントリズム批判の文脈とはまた違った意味で、日本の母性主義文化の文化解体派フェミニズム批評の実践が問われていることを確認して、ひとまず稿を終えたい。

(1) もとよりここでの問題意識は、シンポジウムでのバネラー林道義氏を意識したものである。氏が臨床の場から、日本の戦後五〇年の家族と女・子どもの周辺に起こっている問題をリアルにとらえているにもかかわらず、それを「母性否定の・主婦をおとしめたフェミニズム」というアンチ・フェミニズム論に帰結させてしまうことに對して、フェミニズムの側からの応答の意味を含んでいる。金井淑子『女性学の挑戦——家父長制・ジェンダー・身体性へ——』明石書店、一九九七年、参照。

(2) 金井淑子『ポストモダン・フェミニズム 差異と女性』勁草書房、一九八九年、『フェミニズム問題の転換』同、一九九三年、参照。

(3) スーザン・J・ヘックマン著、金井淑子他訳『ジェンダーと知、

ポストモダン・フェミニズムの要素』大村書店、一九九五年。  
(みしな・かない・よしこ、倫理学・女性学、  
長岡短期大学教授)